

7 お雇い外国人（4）日本近代法の父・ギュスターブ・ボアソナード

明治政府の最優先課題であった不平等条約の改正を果たすには、近代的な法典の整備が急務でした。明治政府は、当時のヨーロッパで評価が高かったフランス法を翻訳して民法を起草しようとしたが、自分たちの力では困難でした。そこで、お雇い外国人として招かれたのが、ギュスターブ・エミール・ボアソナード・ド・フォンタラビー（1825-1910）です。



Gustave Émile BOISSONADE
DE FONTARABIE

パリ大学で教鞭をとっていたボアソナードは、1873年に来日しました。司法省法学校¹や私立の法律学校で教壇に立ち、多くの優秀な法学者を育てました。また、旧刑法、治罪法（現在の刑事訴訟法）、旧民法を起草しました。

旧刑法と治罪法は施行されたのに対し、旧民法は、政府内で施行すべきか大論争が起こり、結局施行されませんでした。しかし、ボアソナードが起草した旧民法は、日本の民法の基礎作りに大きな貢献をしました。さらに、不平等条約の改正では、当時の井上馨外相が、外国人司法官を任用する代わりに外国人も日本法に従うとする改正案を示したのに対し、ボアソナードは、司法権を外国人に委任するのは不当であると反対意見を述べました。これによって井上の案に対する反対運動が起こり、井上の案は採用されませんでした。

ボアソナードは、明治時代の日本の司法に多大な貢献をしたことから、「日本近代法の父」と言われています。1876年、日本政府による初めての外国人叙勲として、勲二等旭日重光章に叙されました。

1934年、在仏日本人が、パリ第一パンテオン・ソルボンヌ大学にボアソナードの胸像を建てました。同じ型の胸像が、東京（ボアソナードが教鞭をとった東京法学校を前身とする法政大学と最高裁判所の二か所）にもあります。

掲載日：2021年8月5日

¹ 司法省が所管したフランス法を専門とする司法官を養成するための教育機関